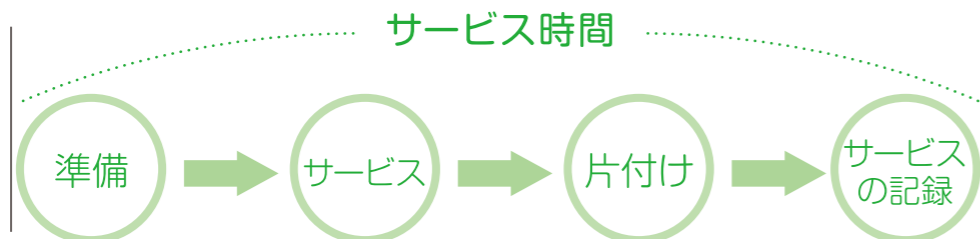


記録

準備や片付け、記録について

介助にあたっての準備や片付け、サービス提供後の記録も訪問介護サービスの一環です。サービス時間内に行います。



金銭・貴重品の取り扱いについて

金銭や貴重品の取り扱いをホームヘルパーに頼むことはできません。ただし、生活費の引出しのためにホームヘルパーに同行してもらうことはできます。

●認知症等により金銭管理に不安のある方のご相談

こうべ安心サポートセンター
(神戸市社会福祉協議会)

☎078-271-3740

受付:月~金 9:00~12:00, 13:00~17:00

生活必需品の買い物に使用するために必要な金銭を一時的にホームヘルパーに渡す場合には、金銭管理台帳やノートに記入してもらい、レシートや領収書を必ずもらうようにしましょう。

介護に関するお悩みは、まずケアマネジャーに相談しましょう。

介護保険の訪問介護（ホームヘルプ）サービスは、ケアマネジャーの作成した居宅サービス計画（ケアプラン）及びそれに沿って作成された訪問介護計画に基づき、提供されます。介護に関する相談がある場合は、まずはケアマネジャーに相談して、自分の状況や希望を伝えるようにしましょう。

できることは自分で行いましょう。

介護保険の目指すサービスは、利用者が「自立した日常生活」を送ることができるように必要な支援を行うことです。自分でやろうとすればできるのに、面倒だからといってホームヘルパーに任せきりになってしまうと、心や身体の機能はどんどん低下していき、できることもできなくなってしまいます。「できることは自分でする」ことを心がけ、活発に生活するようにしましょう。

(ホームヘルプ) 訪問介護 利用のご案内

介護保険で

できること できないこと



介護保険は40歳以上の方が納める介護保険料と税金によって運営されています。このため、介護保険のサービスの対象になるものには一定のルールが設けられています。ホームヘルパーは介護の専門職であって、「家事のすべて」を頼むことができるわけではありません。